

奥州市水道事業告示第2号

次の者からなされた、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定による給水装置
工事事業者の事業廃止の届け出を受理した。

平成30年2月28日

奥州市長 小 沢 昌 記

- 1 氏名又は名称 有限会社堀内リフォーム設備
- 2 住所又は所在地 北上市中野町三丁目2番19号
- 3 代表者氏名 堀内 貴彦
- 4 指 定 番 号 第150号
- 5 廃 止 年 月 日 平成29年12月20日